

ケーブルプラス電話 規約

第1条 規約の適用

九州テレ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」という)は、このケーブルプラス電話規約(以下「本規約」という)及び当社が別に定めるところにより、KDDI株式会社およびJCOM株式会社が提供するケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話サービス」という)に付帯するサービスを提供します。

第2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

当社は、当社を通じ、ケーブルプラス電話サービスの申込みがあったときは、KDDI株式会社およびJCOM株式会社が受付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、KDDI株式会社およびJCOM株式会社を通じ、申込みを承諾しない事があります。

- 1) ケーブルプラス電話接続回線(以下「電話接続回線」という)を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- 2) 申し込みをした者が、ケーブルプラス電話サービスに係る料金(以下「電話サービス料金」という)又は工事に関する費用等の支払を怠る恐れがあるとき。
- 3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第4条 当社が提供する付帯サービス

当社は、第3条の規定に従い契約が成立した場合は、本規約に基づき、ケーブルプラス電話サービスの提供を受けるにあたって必要となるケーブルプラス電話接続回線の引込、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部(以下「付帯サービス」という)を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

第5条 契約者の履行義務

電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置等を設置する為に必要な場所は、ケーブルプラス電話サービスの契約を行った者(以下「契約者」という)から提供して頂きます。

- 2 機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、契約者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
- 3 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 4 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

第6条 工事費等

契約の申込み又は付帯サービスを要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、当社が別に定める工事費(以下「工事費等」という)の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下のこの条において「解除等」という)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費等が支払われているときは、当社は、その工事費等を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 契約者は、契約の解除に伴い、工事費等を支払うものとします。

第7条 KDDI株式会社およびJCOM株式会社に係る債権の譲渡等

当社は、契約者に、その「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI株式会社およびJCOM株式会社の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社およびKDDI株式会社およびJCOM株式会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第8条 請求と支払等

契約者は、各月の電話サービス料金を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に毎月支払いを行うものとします。なお領収証の発行は行いません。

第9条 契約の解除

当社は、次の場合には、KDDI株式会社およびJCOM株式会社を通じ、その利用契約を解除することがあります。

- 1) 電話サービス料金又は工事費等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。

- 2) 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - 3) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。
 - 4) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で電話サービス継続が出来ないとき。
 - 5) 本規約又はKDDI株式会社およびJCOM株式会社が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に違反した又は違反する恐れがある場合。
 - 6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

第10条 契約者に係る情報の利用

当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、本規約又はKDDI株式会社およびJCOM株式会社が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。尚、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。
(注)契約者に係る個人情報利用目的を当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第11条 債権の保全

当社が第6条(工事費等)の債権及び第7条(KDDI株式会社およびJCOM株式会社に係る債権の譲渡)により譲り受けた債権の保全に際して必要と認められた場合は、契約者に対して、契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

第12条 債権回収代行会社等への回収業務の委託

契約者が料金、工事費その他の債務について支払を怠った場合は、当社が債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する場合があることを契約者は予め承諾するものとします。

第13条 紛争の処理

電話サービスについて、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

第14条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

別表

【工事費】

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
本サービスの利用開始	CATV既加入者	追加工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	CATV未加入者	新規工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解除	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

注:集合住宅等へ電話サービスを可能とするための導入工事費等は別途見積りとなります。



ケーブルステーション福岡



九州テレ・コミュニケーションズ株式会社

〒816-0851

福岡県春日市昇町4丁目1番地

TEL(092)587-1800

FAX(092)587-1801

